傍聴

マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。
また、咳などの風邪症状や発熱など体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

審議会など

■スポーツ推進審議会
時 ５月11日㈬午後６時
場 田無第二庁舎５階
内 令和４年度事業計画など
定 ５人
▶スポーツ振興課 田 ☎042－420－2818

■建築審査会
時 ５月19日㈭午後２時
場 保谷東分庁舎
内 建築基準法に基づく同意
定 ５人
▶建築指導課 保 ☎042－438－4026

■総合教育会議
時 ５月17日㈫午前10時
場 田無庁舎４階
内 教育に関する協議・調整
定 10人
▶企画政策課 田 ☎042－460－9800

■学校選択制度に関する検討懇談会
時 ５月23日㈪午前９時30分
場 防災・保谷保健福祉総合センター６階
内 今後の方向性
定 ５人
▶学務課 田 ☎042－420－2824

保谷庁舎総合窓口をご利用ください

現在、旧保谷庁舎は解体中ですが、防災・保谷保健福祉総合センター１階にて、市民課は開庁しています。

市民課保谷庁舎総合窓口係では、市民課業務以外にも、以下の業務を取り扱っています。ぜひご利用ください。

- 国民健康保険（異動、賦課、給付、納付）、国民年金（異動、保険料免除など、裁定請求）、老齢福祉年金、後期高齢者医療（異動、給付）、税金関係（個人市・都民税、軽自動車税、固定資産税、納税関係）、子育て関係（児童手当、医療費助成）

※業務の内容によっては、お取り扱いできない業務もございます。
詳細は、市HPをご覧になるか下記へお問い合わせください。
▶市民課 保 ☎042－438－4020

第３次総合計画の策定に向けて「基本方針」を策定しました

現行の西東京市第２次総合計画が令和５年度に終了することに伴い、新たな総合計画（第３次総合計画）を令和５年度に策定する予定です。

西東京市総合計画策定審議会からの答申を踏まえ、計画策定にあたっての基本的な考え方などをまとめた「西東京市第３次総合計画策定のための基本方針」を策定しました。

今後は、基本方針に基づき、第３次総合計画の策定に取り組んでいきます。

なお、令和４年度は、市民の皆さんの意見を伺う場として、市民ワークショップなどの実施を予定しています。詳細は決まり次第、市報などでご案内します。

※基本方針は、市HP・情報公開コーナー（田無庁舎５階）でご覧いただけます。

□総合計画とは

総合計画は、今後10年間のまちづくりの方向性を示し、市政運営の基本指針としてすべての計画の最上位に位置づけられる計画です。基本構想・基本計画・実施計画の３層構造で構成され、「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含んでいます。
▶企画政策課 田 ☎042－460－9800

□総合計画の構成

第３次基本構想・基本計画はここから→

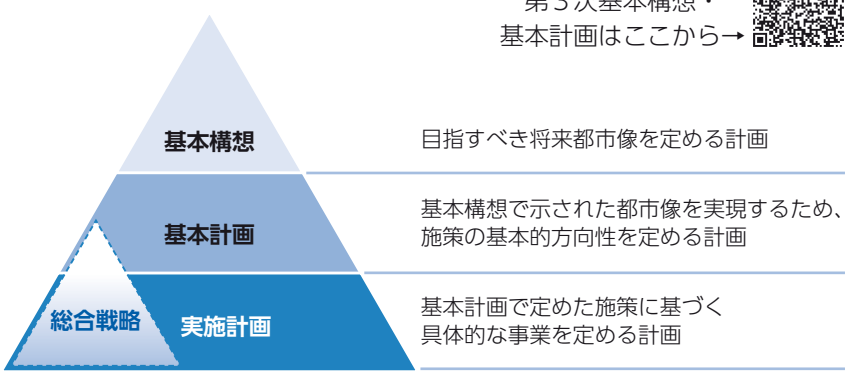

□総合計画の期間

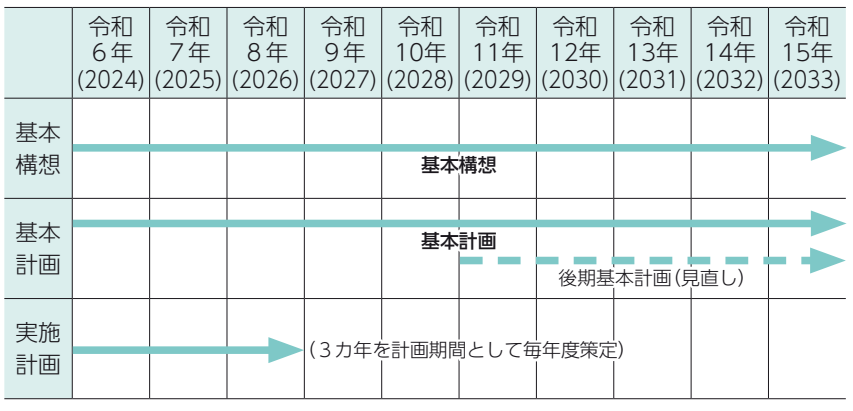

防災行政無線などによる全国一斉情報伝達試験

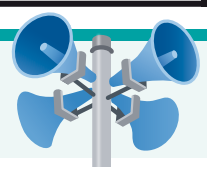

武力攻撃や地震などの災害時に、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）から送られてくる国の緊急情報を、確実に皆さんへお伝えするため、市内で緊急情報伝達手段の試験を行います。この試験は、全国的に実施されます。

時 ５月18日㈬午前11時
内 市内の防災行政無線スピーカーから「これはＪアラートのテストです」という音声を３回放送

※災害とお間違えないようにお願いします。
※詳細は市HPをご覧ください。
※「安全・安心いーなメール」でも本試験をお知らせする内容を配信予定

□Ｊアラート　国から送られてくる弾道ミサイル情報や地震などの緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステム
▶危機管理課 保 ☎042－438－4010

保谷庁舎第３駐車場ができました

□料金体系

利用内容	料金
庁舎利用者（午前８時～午後10時）	15分100円 ※最初の１時間は無料（ご用務先の窓口へ駐車券を提示してください）
庁舎利用者以外	30分200円（午後10時～翌日午前８時は60分100円）
市が実施する乳幼児を対象とした事業参加者（該当しないものもあり）	無料

※最大料金や割引の詳細な方法については市HPをご覧ください。
※庁舎周辺施設の利用において別途割引になる場合があります。詳細は各施設にご確認ください。

▶総務課 田 ☎042－460－9812
保 ☎042－438－4001

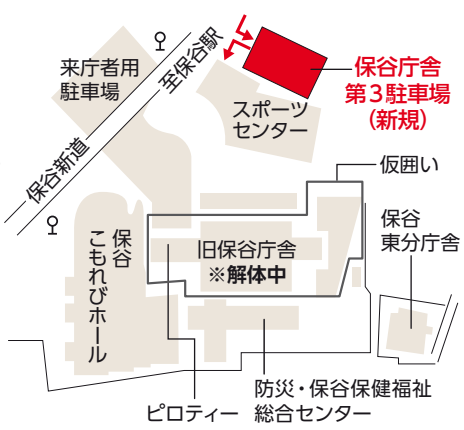

印鑑登録制度

不動産登記申請や重要な財産上の契約などには、印鑑登録証明書が必要になることがあります。事故を防ぐためにもご自身で登録手続をし、登録印と印鑑登録証は大切に保管してください。

□登録できる方

市内に住民登録をしている満15歳以上の方
※意思能力があると認められない方は登録できません。成年被後見人の方で印鑑登録をご希望の場合は、市民課までお問い合わせください。
※登録できる印鑑は１人につき１つのみです。

□登録手続

❖本人が申請する場合

持 ●登録する印鑑
●本人確認ができるもの
※本人確認ができるものの種類により登録方法が以下のとおり異なります。
①運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真の貼付してある証明書などで本人確認をした場合…即日で手続できます。
②健康保険証など顔写真のない公的な書類で本人確認をし、印鑑登録申請書保証書※を併せて提出した場合…即日で手続できます。
※登録申請者が本人であることを、既に東京都内の住民登録地で印鑑登録をしている方（保証人）が保証する書類
③健康保険証など①以外で本人確認した場合…即日では手続できません。申請すると本人宛てに照会書が郵送されますので、照会書が届いたら再度来庁して手続をしてください。

❖代理人が申請する場合

即日登録はできません。申請すると本人宛てに照会書が郵送されますので、照会書が届いたら申請した窓口に本人または代理人が再度来庁して手続をしてください。

持 ●登録する印鑑　●代理人選任届（委任状）　●代理人本人であることが確認できるもの（運転免許証・健康保険証など）

□西東京市民カード・ほうや市民カードは引き続き大切に保管してください

現在発行されている西東京市民カード・ほうや市民カードのうち、印鑑登録がされているものについては、市民課窓口において印鑑登録証明書を請求する際に提示する「印鑑登録証」として必要となりますので、大切に保管してください。
※マイナンバーカードは印鑑登録証ではありません。市民課窓口で印鑑登録証明書を請求する場合は、印鑑登録証（令和２年８月31日以前発行の西東京市民カード・ほうや市民カードのうち印鑑登録がされているもの、旧田無市、旧保谷市の印鑑登録証を含む）をご持参ください。
▶市民課 田 ☎042－460－9820
保 ☎042－438－4020